

令和5年度 水質検査計画



精華町上下水道部上下水道課

はじめに

精華町では住民の皆様に水道水をより安心してご利用いただけるように定期的に水質検査を実施しています。また、水質検査の適正化を図るとともに、水質検査の透明性を確保するために、検査箇所・検査回数・検査項目を定めた水質検査計画を策定しています。

1. 基本方針----- P 2
2. 水道事業の概要----- P 2
3. 水道の原水及び浄水の状況----- P 2
4. 検査採水地点----- P 3
5. 検査項目及び検査頻度----- P 3～4
6. 臨時の水質検査----- P 5
7. 水質検査の方法----- P 5
8. 水質検査計画及び検査結果の公表----- P 5
9. 関連機関との連携----- P 5
10. 精華町水道事業区域図----- P 6



【植田受水場】

1. 基本方針

精華町上下水道課では、住民の皆様への信頼に応え、いつでも安心して安全なおいしい水道水をお届けするために水源から家庭の蛇口までの水質管理を行っています。水道水の水質基準適合検査、浄水の水質検査、水源の水質監視といった水質管理業務はとても重要です。

住民の皆様から信頼され、安心してお使い頂ける水道水をお届けできるよう以下の方針により水質検査計画を定め、いつまでも安全で安定した水質管理に努め、水道法で定められた水質検査を行います。

- ①検査地点は水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓（蛇口の水）で行います。このほか、原水（地下水）で検査を行います。
- ②検査項目は水道法で義務づけられている水質検査項目及び町が独自に行う項目とします。
- ③検査頻度は水道法及び本町の過去の検査結果を考慮して頻度を設定し実施します。

2. 水道事業の概要

本町の水道は、地下水を水源とした水を在来地区へ供給し、京都府営水道(木津浄水場)から受水した水を学研開発地区へ給水しています。

① 給水状況 令和4年3月末現在

給水人口	36,798人
普及率	99.78%
給水戸数	12,951戸
年間総配水量	4,087,661 m ³
一日最大配水量	12,343 m ³
一日平均配水量	11,199 m ³

② 浄水場概要 令和5年4月1日現在

名称	所在地	浄水処理方法	水源	処理能力
北稻浄水場	北稻八間井手ノ元1-1	塩素滅菌のみ	地下水	5,352 m ³ /日
柘榴浄水場	柘榴出口30-1	急速ろ過 (除鉄、除マンガン)	地下水	500 m ³ /日
旭浄水場	下狛二ノ谷5	急速ろ過 (除鉄、除マンガン)	地下水	48 m ³ /日

③ 府営水概要 令和5年4月1日現在

名称	契約受水量(最大)	主な浄水処理方法
府営水(祝園・植田各受水場)	10,400 m ³ /日	京都府営水道より浄水を受水

3. 水道の原水及び浄水の状況

本町の水道は、在来地区への原水は地下水を水源としており、現在までの水質は安定しており良好な状態となっています。

また、学研開発地区へは京都府営水道木津浄水場から供給される浄水を受水していますが、京都府により適切に管理されているため水質は安定し、良好な状態となっています。

4. 検査採水地点

①毎日検査

・毎日検査に供する採水地点は下記7箇所の給水栓(蛇口の水)より行います。

名 称	採 水 地 点	名 称	採 水 地 点
北稻浄水場系	東 畑 集 会 所	柘榴浄水場系	乾 谷 集 会 所
桜が丘配水池系	桜が丘一丁目公園	光台配水池系	春 の 丘 公 園
華の塔配水池系	か お り 公 園	旭浄水場系	旭 浄 水 場
旭浄水場系	京都府農林水産技術センター 生物資源研究センター		

②水質基準に関する検査 (毎月検査及び3ヶ月毎検査並びに半年毎検査等)

・浄水検査に供する採水地点は下記給水栓(蛇口の水)より行います。

名 称	採 水 地 点	名 称	採 水 地 点
北稻浄水場系	東 畑 集 会 所	柘榴浄水場系	乾 谷 集 会 所
桜が丘配水池系	桜が丘一丁目公園	旭浄水場系	旭 浄 水 場
光台配水池系	春 の 丘 公 園		

・原水検査に供する採水地点は下記より行います。

名 称	採 水 地 点
北稻浄水場系	北稻浄水場
柘榴浄水場系	柘榴浄水場
旭浄水場系	旭浄水場

5. 検査項目及び検査頻度

①毎日検査項目

色・濁り・消毒の残留効果(残留塩素)を1日1回検査します。

②水質検査項目

番号	検 査 項 目	頻度(回/年)		給水栓(浄水)での 検査回数決定理由
		原水	給水栓水 及府営水	
基1	一般細菌	2	12	1ヶ月に1回の検査とされている項目です
基2	大腸菌	2	12	
基3	カドミウム及びその化合物	2	2	安全性を確認するため行います
基4	水銀及びその化合物	2	2	
基5	セレン及びその化合物	2	2	
基6	鉛及びその化合物	2	2	
基7	ヒ素及びその化合物	2	2	
基8	六価クロム化合物	2	2	
基9	亜硝酸態窒素	2	4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	2	4	3ヶ月に1回の検査とされている項目です
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	2	12	安全性を確認するため行います
基12	フッ素及びその化合物	2	2	
基13	ホウ素及びその化合物	2	4	安全性を確認するため行います
基14	四塩化炭素	2	2	

基15	1, 4-ジオキサン	2	4	3ヶ月に1回の検査とされている
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン トランス-1, 2-ジクロロエチレン	2	2	安全性を確認するため行います
基17	ジクロロメタン	2	2	
基18	テトラクロロエチレン	2	2	
基19	トリクロロエチレン	2	2	
基20	ベンゼン	2	2	
基21	塩素酸	-	4	
基22	クロロ酢酸	-	4	
基23	クロロホルム	-	4	
基24	ジクロロ酢酸	-	4	
基25	ジブromokクロロメタン	-	4	
基26	臭素酸	-	4	
基27	総トリハロメタン	-	4	
基28	トリクロロ酢酸	-	4	
基29	ブromोजクロロメタン	-	4	
基30	ブromホルム	-	4	
基31	ホルムアルデヒド	-	4	性状を確認するため行います
基32	亜鉛及びその化合物	2	2	
基33	アルミニウム及びその化合物	2	4	
基34	鉄及びその化合物	2	2	
基35	銅及びその化合物	2	2	
基36	ナトリウム及びその化合物	2	2	
基37	マンガン及びその化合物	2	2	1ヶ月に1回の検査とされている項目です
基38	塩化物イオン	2	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	2	2	性状を確認するため行います
基40	蒸発残留物	2	2	
基41	陰イオン界面活性剤	2	2	
基42	ジェオスミン	2	4	藻類発生時期に実施します
基43	2-メチルイソボルネオール	2	4	性状を確認するため行います
基44	非イオン界面活性剤	2	4	
基45	フェノール類	2	4	試験方法の変更により年4回行います
基46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	2	12	1ヶ月に1回の検査とされている項目です
基47	pH値	2	12	
基48	味	-	12	
基49	臭気	2	12	
基50	色度	2	12	
基51	濁度	2	12	

※赤色は毎月検査、青色は安全性を確認、黄色は性状を確認するため行います。

③精華町独自に実施する検査項目

検査項目及び採水地点	浄水	原水
農薬類114項目（北稻浄水場・柘榴浄水場・旭浄水場）	—	1回
クリプトスポリジウム（〃）	—	1回
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)（〃）	—	4回
水銀及びその化合物（旭浄水場）	1回	1回

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような供給する水が水質基準に適合しないおそれのあるときに実施します。また、水質異常が発生したときは直ちに必要な項目について検査を実施し、水の安全が確認されるまで行います。

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき。

【検査項目】色度・濁度・マンガン及びその化合物・アンモニア態窒素・残留塩素等

(2) 水源に異常があったとき。

【検査項目】臭気・フェノール・遊離シアン・六価クロム等

(3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。

【検査項目】一般細菌・大腸菌・クリプトスポリジウム・残留塩素等

(4) 浄水過程に異常があったとき。

【検査項目】色度・濁度・臭気・マンガン及びその化合物・大腸菌・一般細菌・残留塩素等

(5) 送配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

【検査項目】色度・濁度・一般細菌・大腸菌・残留塩素等

(6) その他特に必要があると認められるとき。

【検査項目】必要に応じた検査

7. 水質検査の方法

水質検査基準項目等に関する水質検査及び臨時の水質検査については、水道法第20条に定める厚生労働大臣登録検査機関へ委託します。尚、毎日検査については町が実施します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果は町ホームページで公表します。また、水質検査計画は毎年作成し、状況に応じて改正します。

9. 関連機関との連携

水源その他の水道施設で災害・水質汚染事故等が発生、もしくは発生のおそれがある場合は必要に応じ、京都府の関係機関及び近隣市町、水質検査受託者等と連携し適切な対応を行います。



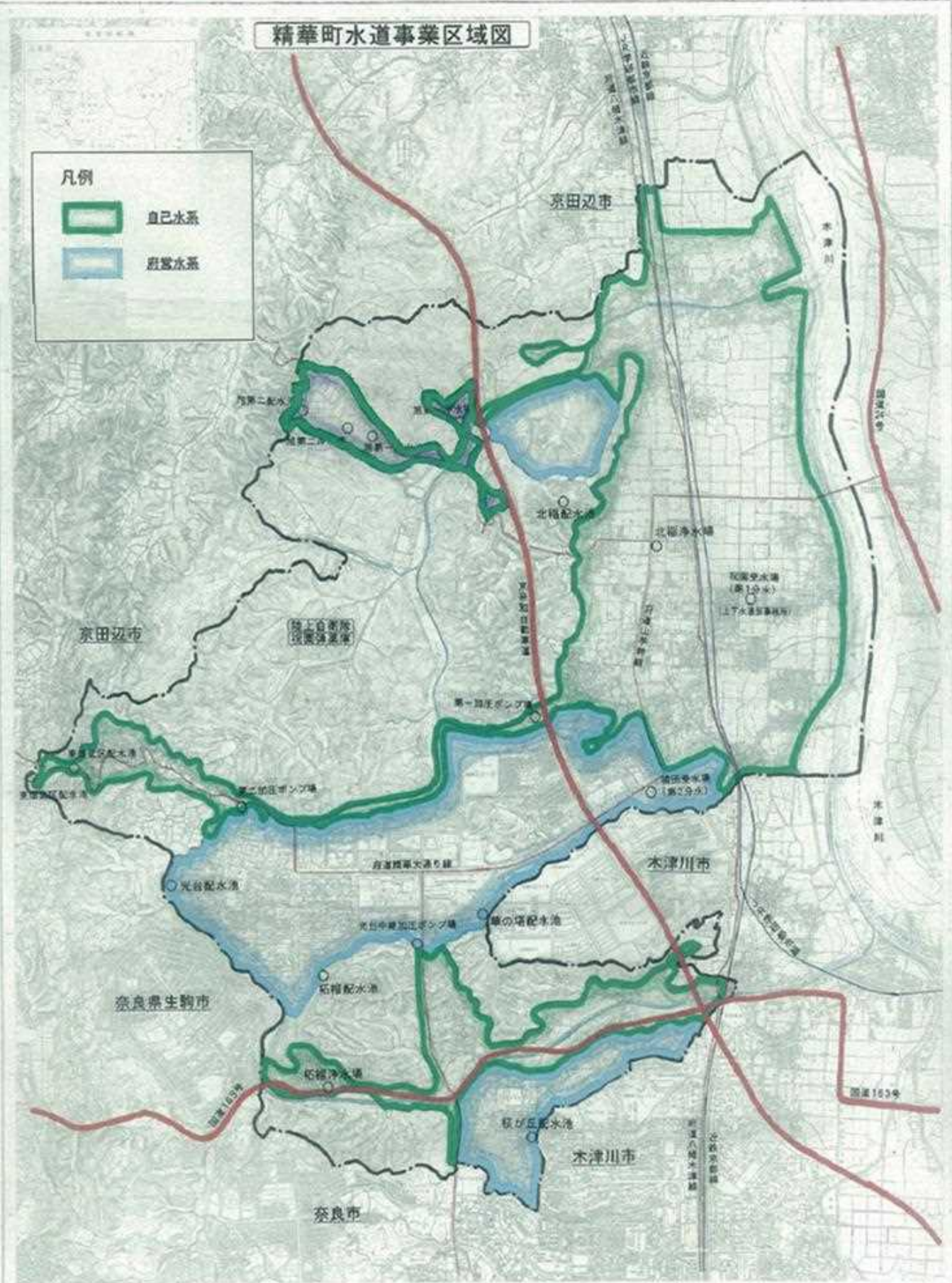
【北稻浄水場】

精華町全図

精華町水道事業区域図

凡例

- 自己水系 (Green outline)
- 近隣水系 (Blue outline)





【柘榴配水池】

【華の塔配水池】



問い合わせ先

〒 619-0241

京都府相楽郡精華町祝園門田 1 4 番地 1

精華町上下水道部 上下水道課

TEL 0774-95-1912

Fax 0774-93-1243